

## 「京都府自殺対策に関する条例」の概要

### 1 目的（第1条）

自殺の危機は何人にも発生し得ることを基本理念として明記し、自殺対策の推進に関する府等の責務、府が行う施策を明らかにするとともに、悩みを抱えた方の孤立を防止し、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現する。

### 2 定義（第2条）

- ・自殺者の親族等：自殺者の親族、自殺未遂者の親族、その他自殺者又は自殺未遂者と社会生活において密接な関係を有する者
- ・自殺の防止等：自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実
- ・自殺対策関係団体等：自殺対策を実施する民間団体、医療機関、学校、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体その他の自殺の防止等に関係するもの
- ・府民等：府民、事業主及び自殺対策関係団体等

### 3 基本理念（第3条）

- ・自殺の危機は何人にも発生し得ることが全ての府民の問題として認識され、自殺対策を推進すること。
- ・社会的な取組として自殺対策を実施すること
- ・自殺の実態に即して自殺対策を実施すること
- ・施策の対象の特性に応じ、各段階を捉えて自殺対策を実施すること
- ・府、国、市町村、府民等の密接な連携の下に自殺対策を実施すること

### 4 府等の責務（第4条～第7条）

- ・府：国、市町村、府民等と連携し、自殺対策を総合的かつ計画的に策定及び実施
- ・府民：自殺対策に関する関心と理解を深めること、自殺の防止に関する活動を自主的に行うこと等に努める。
- ・事業主：雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講じること等に努める。
- ・自殺対策関係団体等：自殺対策を積極的に実施すること、相互の連携を図ること等に努める。

### 5 名誉及び生活の平穩への配慮（第8条）

- ・自殺対策の実施に当たり、自殺者、自殺未遂者、自殺者の親族等の名誉及び生活の平穩に配慮すること

### 6 自殺対策推進計画（第9条）

- ・知事は自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（自殺対策推進計画）を策定
- ・計画策定に当たり、京都府自殺対策推進協議会の意見を聴くとともに府民の意見を反映

## 7 自殺対策に関する施策

### (1) 自殺対策に関する基本的な施策（第10条～第12条）

- ・自殺の防止等に関する府民の理解を深めるとともに、自殺対策が社会全体で推進されるよう必要な施策を講じる。
- ・自殺対策関係団体等が行う自殺の防止等に関する活動を支援
- ・3月1日を京都いのちの日と定め、3月に府民の理解促進、自殺防止等の取組を集中的に実施

### (2) 自殺対策に関する体制の整備等（第13条～第17条）

- ・自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施
- ・職域、学校、地域等における府民の心の健康の保持に係る体制を整備
- ・国、市町村、自殺対策関係団体等と連携し、相談その他の支援の提供体制の整備等を実施
- ・自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供される体制を整備
- ・国、市町村、自殺対策関係団体等と緊密に連携し、自殺をする可能性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備等を実施

### (3) 自殺未遂者等に対する支援（第18条～第19条）

- ・自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施
- ・自殺者の親族等に適切な支援を行うために必要な施策を実施

## 8 京都府自殺対策推進協議会（第20条）

- ・自殺対策に関する重要事項の調査審議等を行う京都府自殺対策推進協議会を設置

## 9 雑則（第21条～第22条）

- ・府は自殺の防止等に関し調査研究の推進、情報の収集、整理、分析、提供を行う。
- ・府は自殺対策を実施するため、必要な財政上の措置を講じる。

## 10 施行日（附則）

平成27年4月1日